

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者から名称を変更した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

公の施設の名称	変更の内容			変更年月日
	変更事項	変更前	変更後	
鳥取県立人権ひろば21	指定管理者の名称の変更	社団法人鳥取県人権文化センター	公益社団法人鳥取県人権文化センター	平成23年4月1日